

(平成25年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和27年3月7日から28年2月28日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は27年3月7日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が28年2月28日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和28年2月28日から同年11月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る上記訂正後の資格喪失日（昭和28年2月28日）及び資格取得日（昭和28年11月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和28年2月から同年10月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月7日から28年11月1日まで
私がA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和27年3月7日から28年2月28日までの期間について、雇用保険の加入記録、申立人が所持する辞令及び退職金内訳書から、申立人が当該期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の基礎年金番号と同一の番号で、申立人の氏名と一字異なり、生年月日が相違している厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和21年6月24日、資格喪失日は28年2月28日）が確認できる。

さらに、申立人は、上記番号と同一の番号が記載された厚生年金保険被保険者証を所持している上、当該被保険者証の生年月日は訂正されているところ、当該訂正処理がなされる前の生年月日は、上記被保険者名簿の生年月日と一致していることが確認でき、これらのことから、当該厚生年金保険被保険者記録は、申立人の記録であると判断することができる。

加えて、上記被保険者名簿には、申立人の資格取得日は昭和21年6月24日と記載されているが、申立人は、A社に27年3月7日から勤務したとしているところ、上記のとおり、申立人は、同年3月7日には同社において勤務していたことが認められることに加え、上記被保険者名簿において、申立人の直前に記載のある被保険者の資格取得日は同年2月1日となっており、申立人の直後に記載のある被保険者の同資格取得日は同年4月1日となっていることから、申立人の同社における資格取得日は同年3月7日とするのが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和27年3月7日であったと認められ、かつ、事業主は、申立人が28年2月28日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、8,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和28年2月28日から同年11月1日までの期間について、申立人は、上記のとおり同年2月28日に被保険者資格を喪失し、その後、同年11月1日にA社において、再度同資格を取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、雇用保険の加入記録、申立人が所持する辞令及び退職金内訳書並びに複数の同僚の証言から、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記辞令及び複数の同僚の証言により、申立人は当時、A社において正社員であることが認められるところ、複数の同僚は、正社員は厚生年金保険に加入していた旨供述している。

さらに、当該同僚及び当時の所長は、いずれも当該期間において、厚生年金保険の記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿における申立人の昭和 28 年 1 月の記録及び申立人の A 社における同年 11 月の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

また、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 28 年 2 月から同年 10 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和35年12月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年12月20日から36年1月1日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないが、当該期間は、C社（現在は、D社）及びグループ会社であるA社B工場に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の姉が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録並びに申立期間当時のC社の社会保険事務担当者及び同僚の証言により、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（C社からA社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記の社会保険事務担当者が、「給与計算の締め日に当たる昭和35年12月20日付けで資格喪失の届出を行い、同年12月の保険料は異動先のA社で納付してもらうことを想定していたが、両社間の異動に伴う事務の引継ぎが適切に行われていなかった。」と証言していることから、同年12月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B工場に

おける昭和 36 年 1 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 2 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A 社への異動に伴い、申立人を含む 34 人全員が、C 社において昭和 35 年 12 月 20 日に被保険者資格を喪失し、A 社 B 工場における同資格の取得日が 36 年 1 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 35 年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで
私は、昭和32年7月20日にC社に入社した後、A社に異動となり、平成15年5月31日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、申立期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚が10人以上確認できるところ、このうち、申立人と同一の勤務形態及び業務内容の同僚が所持していたA社の給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚が提出した給料支払明細書によると、厚生年金保険料については、翌月控除であったと推認できるところ、C社における資格喪失時（昭和35年6月）からA社における資格取得時（昭和35年10月）までの全ての期間に係る厚生年金保

除料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても申立人のC社における昭和 35 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立期間においても勤務していたと認められる同僚が 10 人以上いることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和35年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年10月1日まで
夫は、昭和32年7月20日にC社に入社した後、A社に異動となり、平成12年12月25日に退社するまで継続して勤務していたにもかかわらず、年金事務所の記録では、申立期間の記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社の回答から判断すると、申立人が申立期間に申立てに係るグループ会社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が欠落している同僚が10人以上確認できるところ、このうち、申立人と同一の勤務形態及び業務内容の同僚が所持していたA社の給料支払明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の同僚が提出した給料支払明細書によると、厚生年金保険料については、翌月控除であったと推

認できるところ、C社における資格喪失時（昭和 35 年 6 月）からA社における資格取得時（昭和 35 年 10 月）までの全ての期間に係る厚生年金保険料控除額が同額であり、その金額に見合う標準報酬月額は、C社における資格喪失時の標準報酬月額と一致していることから、申立人についても、申立人のC社における昭和 35 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間には厚生年金保険の適用事業所となっていないが、申立期間においても勤務していたと認められる同僚が 10 人以上いることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年8月30日から同年9月1日まで
夫はA社に勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録及び同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和39年9月1日に同社から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月30日から同年5月1日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないが、当該期間は、A社からグループ会社であるC社（現在は、D社）に出向していた期間であり、継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、D社が保管する申立人に係る社員名簿（労働者名簿）及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年4月16日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、C社に出向して勤務していた期間のうち昭和48年4月30日までA社の厚生年金保険被保険者期間となっている上、C社は、同年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の資格喪失日に係る記録を昭和48年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月30日から同年5月1日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間が被保険者期間となっていないが、当該期間は、A社からグループ会社であるC社（現在は、D社）に出向していた期間であり、継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答、D社が保管する申立人に係る社員名簿（労働者名簿）、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和47年10月16日にA社からC社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人は、C社に出向して勤務していた期間のうち昭和48年4月30日までA社の厚生年金保険被保険者期間となっている上、C社は、同年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人の被保険者資格は、本来、同日までA社において引き続き有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年3月の社会保険事務所（当時）の記録から5万2,000円とすること

が妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、B社は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 17 日から 37 年頃まで
厚生年金保険の記録では、A社（現在は、B社）に勤務していた期間は、昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 3 月 17 日までの期間とされているが、これほど短期間で退職する理由は無く、時期ははっきりとは分からないが 37 年頃まで勤務していたので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年頃まで、A社に勤務していたと主張している。
しかし、B社は、申立期間当時の資料は保管しておらず、当時のことを知る者もないため、申立人の在籍期間及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答をしている。

また、複数の同僚に照会を行ったものの、申立人の退職時期及び申立期間における厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は昭和 35 年 3 月 17 日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。